



(号外)
独立行政法人国立印刷局

政

令

元号を改める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百四十三号

元号を改める政令

内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
元号を令和に改める。

附則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

告

示

○内閣告示第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百四十三号）の規定により定められた元号の読み方は、次のとおりである。

令和

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三